

# 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続き に関するガイドライン

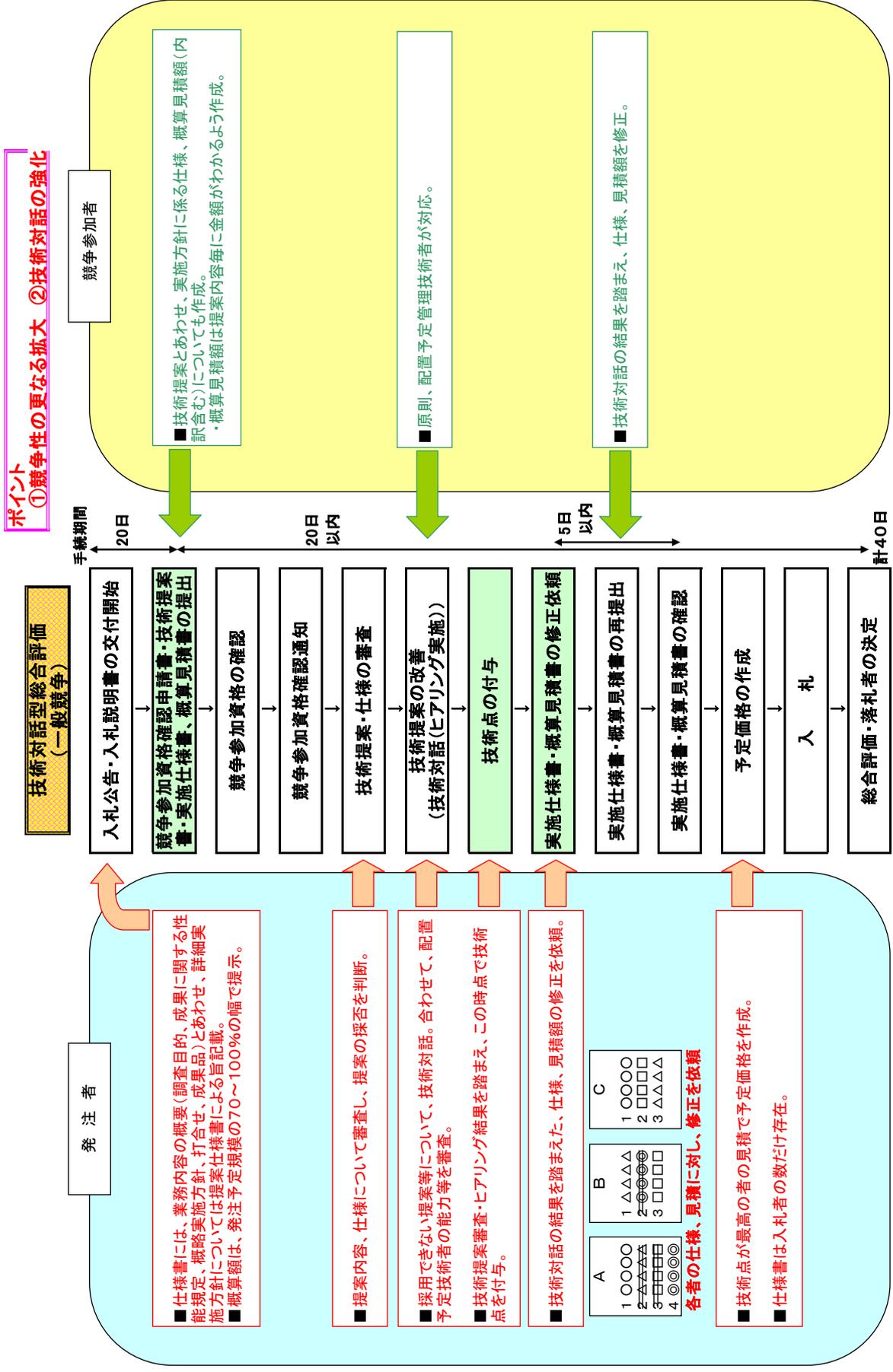
〈土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務〉

平成 2 2 年 4 月

〈平成 2 2 年 6 月一部改訂及び修正〉

中部地方整備局

# 一般競争総合評価落札方式（技術対話型）の手続きの考え方



技術対話型のフロー詳細を追加

3) 業務実績成績に関する要件

原則として、業務成績について、次の事項を評価項目として設定する。

① 業務成績

過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において〇〇に該当する業務成績の平均点を次の順位で評価する。

なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において〇〇に該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が〇〇に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関という。において過去4年間に同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。

ア) 中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上

イ) 中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満

ウ) 中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満又は過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において〇〇に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある

○同種又は類似業務の業務成績に関する評価は以下を標準とする。

配点	評価基準
7	中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上
4	中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満
1	中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満又は過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野において〇〇に該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の受注実績がある
0	中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満又は過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野が〇〇に該当する業務の受注実績が無い場合で、他機関において過去4年間に同種又は類似業務の受注実績が無い

- ・ TECRISの業務分野が〇〇に該当する業務とは、「河川、砂防及び海岸・海洋」、「道路」等を記載すること。

## 3) 地理的条件

全ての業務について、地理的条件を設定する。  
地理的条件の設定は業務内容に応じて次のいずれかを設定する。

- ① ○○事務所管内に本店を有する。
- ② ○○事務所管内に本店、支店、営業所等を有する。
- ③ ○○県内に本店を有する。
- ④ ○○県内に本店、支店、営業所等を有する。
- ⑤ 中部地方整備局管内に本店を有する。
- ⑥ 中部地方整備局管内に本店、支店、営業所等を有する。

## ＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 業務内容に応じて所在地の範囲及び本店又は本店、支店、営業所等を設定するものとし、設定根拠を整理すること。

## 4) 技術者に関する要件

全ての業務について、技術者要件を設定する。  
技術者要件の設定は業務内容に応じて技術士（業務に該当する**選択科目専門分野**）又はRCCM（業務に該当する部門）を有した技術者数を次のいずれかを設定する。  
なお、測量においては測量士、地質調査業務においては地質調査技士を加えるものとする。

- ① 技術者を1名必要とする業務。
- ② 技術者を2名必要とする業務。

## ＜設定にあたっての留意点＞

- ・ 技術者要件は、原則として管理技術者のみに技術者要件を求める業務として技術者を1名必要とする業務として設定する。  
なお、技術者を2名必要とする業務として設定する場合は、当該要件を設定しなければならない理由等を整理すること。
- ・ 技術者2名必要とする業務の設定例は、以下のとおりである。
  - ①土木関係建設コンサルタント業務  
管理技術者及び照査技術者に技術者要件を求める業務
  - ②測量  
測量作業に加え測量調査を行うことにより管理技術者を必要とする業務
  - ③地質調査業務  
サンプリング及び試験に加えて解析等調査業務を行う業務

## Ⅶ 低入札価格調査に該当した場合の取扱い

業務の適切な品質確保を図るため、以下の取扱いを行う。なお、これらの内容は、随時、変更されることがあるので留意する。

### 1. 低入札価格調査

総合評価落札方式又は価格競争で手続きを行う場合、調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格は、予定価格が1千万円を超える場合に設定する。

調査基準価格の算出方法は、次のとおりとする。

調査基準価格の算出方法

業種区分	①	②	③	④	⑤(下限)	⑥(上限)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8

なお、「設計業務等における新たな積算手法の試行について」（平成21年5月22日国官技第45号）の試行対象となっている業務においては、下表のそれぞれの項目に記載された額とする。

業務区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費(積み上げ部分)の額	直接経費(積み上げ部分を除く)及び間接原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

### 2. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者が次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、実施の可否について確認を行うものとする。

#### (1) 配置予定技術者の制限及び品質証明等の義務付け

低入札業務については、以下の対策をすべて実施することを義務付け

- ①「配置予定業務管理者と同等の能力及び経験を有し、かつ過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上の業